

平成 26 年度 第 4 回 台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て支援課	
開催日時	2015 年 1 月 30 日（金） 19:00～20:30	
開催場所	台東区役所 4 階 庁議室	
議題	<p>1．開会</p> <p>2．議事</p> <p>（1）事業報告</p> <p style="padding-left: 2em;">妊娠届出時のアンケートによる妊婦支援の新たな取組みについて</p> <p style="padding-left: 2em;">認可保育所等の整備について</p> <p style="padding-left: 2em;">児童館・こどもクラブについて</p> <p style="padding-left: 2em;">東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者候補者の選定結果について</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について</p> <p style="padding-left: 2em;">保育所入所基準の改定について</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 27 年度以降の保育料について</p> <p>（2）審議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">（仮称）台東区次世代育成支援計画（案）について</p> <p style="padding-left: 2em;">児童福祉法に基づく区認可予定事業について</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について</p> <p>（3）その他</p>	
出席者	委員	<p>松原委員長、堀内委員、宇津木委員、浅野委員、藤巻委員、澤田委員、森部委員、稲沢委員、生駒委員、善平委員、馬上委員、西島委員（区民部長）、荒川委員（企画財政部長）、清古委員（健康部長兼台東保健所所長）、神部委員（教育委員会事務局次長）</p> <p>欠席</p> <p>富坂委員、河野委員</p>
	関係課	<p>柴崎課長（庶務課）、前田課長（児童保育課）、藤森課長（指導課）、田中課長（学務課）上野副参事（教育委員会事務局）、小池参事（保健サービス課長）</p>
	事務局	酒井課長、宮野係長（子育て支援課）

配付資料	<p>【事前配布】</p> <p>資料 1 妊娠届出時のアンケートによる妊婦支援の新たな取組みについて</p> <p>資料 2 認可保育所等の整備について</p> <p>資料 3 児童館・こどもクラブについて</p> <p>資料 4 東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者候補者の選定結果について</p> <p>資料 5 子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について</p> <p>資料 6 保育所入所基準の改定について</p> <p>資料 7 平成 27 年度以降の保育料について</p> <p>資料 8 (仮称)台東区次世代育成支援計画(案)について</p> <p>別紙 1 台東区次世代育成支援計画「中間のまとめ」に対する意見と区の考え方</p> <p>資料 9 児童福祉法に基づく区認可予定事業について</p> <p>資料 10 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について</p> <p>・次第</p> <p>【当日配布】</p> <p>資料 8 (仮称)台東区次世代育成支援計画(案) 90 ページ差し替え原稿</p> <p>資料 10 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について(差し替え)</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

審 議 結 果

(1) 事業報告について

- ・特に問題なく了解された。

(2) 審議事項について

(仮称)台東区次世代育成支援計画(案)について

- ・基本的な内容は了解された。但し、今後、言い回し等の微修正は引き続き行う。
- ・細かい文言等の修正の確認は、松原委員長に一任する。

児童福祉法に基づく区認可予定事業について

- ・原案通り了承された。

子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

- ・原案通り了承された。

検 討 経 過

1．開会

事務局：皆様こんばんは。定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は雪も降り、冷え込み、非常に天候の悪い中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。またお礼申し上げます。私は事務局を務めます子育て支援課の酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。事前にご送付した資料は1から10でございます。資料8と10については差し替えがあり、机前にお配りしております。まず資料8、（仮称）台東区次世代育成支援計画（案）についてはページの差し替えがございまして、90ページが差し替えでございます。資料10についても差し替えをお願いいたします。

それでは松原委員長。よろしくお願いいたします。

2．議事

松原委員長：今年の1月7日に台東区長である吉住弘さんが亡くなりましたので、皆さんで黙祷をしたいと思います。黙祷をお願いします。

（黙 祷）

松原委員長：ありがとうございました。 それでは平成26年度の第4回台東区次世代育成支援地域協議会に入ります。傍聴の方はいらっしゃいませんか。 それでは次第に従って進めてまいります。

（1）事業報告

妊娠届出時のアンケートによる妊婦支援の新たな取り組みについて

松原委員長：事業報告が七つ、審議事項が三つございます。まず事業報告、妊娠届出時のアンケートによる妊婦支援の新たな取り組みについて、資料1によって保健サービス課長からご報告をお願いいたします。

事務局：資料1をごらんください。妊娠届出時のアンケートによる妊婦支援の新たな取り組みに付いてご報告させていただきます。1の目的をごらんください。乳幼児を含む児童虐待用語の一環として、妊娠期から出産後の養育についての支援を特に必要とする妊婦。以下、特定妊婦と呼ばせていただきますが、その把握、そして継続的な支援が必要であり、これを推進するようという方針が出されております。このためにこれを区では妊娠届を区民の方が提出された時に、母

子手帳の発行と同時に必ず受け取るようになっております。その際に簡便なアンケートを実施しましてその把握に努めたいということで、新たな取り組みとして始めました。

2のアンケートの実施方法とその対応ですが、現在項番4にもあるのですが、妊娠届は区内8か所で受け取っております。区内5か所ある区民事務所と分室、そして台東保健所浅草保健相談センター、並びに戸籍住民サービス課ということで受け取っており、その際にアンケートを実施しております。その実施したアンケート自身は、すべて保健所で集約し、対象を選んでいく形になっております。

3の特定妊婦の高い可能性の項目ということは、従前より把握出来ている項目としては、10代の妊娠、そして40代より先の初産の場合。そして、本来であればもうちょっと早い時期の届出があれば妊婦検診なども着実にやっているはずですが、22週以降と遅い時期での妊娠届。またリスクも高いし育児の負担が掛かる多胎の妊娠。これらについての把握に加えまして、児童虐待、特に乳児の死亡事例の場合にはこのパーセントが高いと言われておりました望まない妊娠。そして困難な状況下であっても、支援者・相談者がいるかどうか、これら項目を拾い上げる形でアンケートを実施しております。

実際には今年度の10月1日より実施をしております、既にこの3カ月で妊娠届出数は480名となっております。その中で、今の何らかの形でチェックが入った方は3割強いらっしゃいます。その内容については、例えば相談が必要だという方については、その相談を行うことで終了というのもあり、既に支援が終了している方も何割かはございますが、状況確認中のところもあり、今後もこれを続けていく予定でございます。

松原委員長：ありがとうございました。ご質問の方はいらっしゃいますか。

稲沢委員：特定妊婦で望まない妊娠というのは、アンケートに書かれているのでしょうか。本来お子さんを欲しくないというのはどうやってチェックするのでしょうか。

事務局：これもなかなかストレートにそのように聞くのは、書く側も抵抗があるということで、他区の例も参考にしまして、今回妊娠されてお気持ちはいかがでしょうかというのを選んでいただいています。例えばつらいとか、不安とか、そういうことを選択肢に書いてございまして、それに丸を付けた方については、一応こちらでコンタクトを取ることにしております。

松原委員長：他にいかがですか。これは昨年の10月から始まっているということですね。今後も続けていただきたいと思います。

認可保育所等の整備について

松原委員長：次に事業報告、認可保育所等の整備について、資料2により児童保育課長より報告をお願いします。

事務局：資料2に基づき、認可保育所等の整備に関連しまして、大きく4点についてご報告させ

ていただきます。まず項番1、認可保育所等の開設についてでございます。本年4月1日に開設する予定の施設でございます。まず(1)の認可保育所は、ぽけっとランド浅草橋で、場所は浅草橋5丁目、定員は0～5歳の90名でございます。次に(2)の小規模保育所ですが、ベベ・ア・パリ保育園東上野で、場所が東上野3丁目、定員は0～2歳の19名でございます。

次に項番2、地域型保育事業への移行予定施設についてご案内いたします。現在、共同型家庭的保育事業等として運営しております資料の4施設につきましては、新制度に基づく地域型保育事業へ4月から移行する予定のものでございます。おうち保育園新御徒町とはくはぐキッズ浅草橋は、現行の共同型から新制度における小規模保育事業に。現在、事業所内保育施設として運営しているヤクルト浅草松が谷保育園と、認可外施設であることぶきクローバース保育園については、いずれも新制度の事業所内保育事業として運営していく予定でございます。

次に項番3、認証保育所の廃止でございます。資料一番下の表の通り、本年3月末の予定で認証保育所のぽけっとランドおかちまちが廃止となります。在園児につきましては、原則として資料一番上の表にお示ししているぽけっとランド浅草橋、及び同法人が運営する他の認証保育所で受け入れを行ってまいります。

資料裏面をごらんください。項番4、認定こども園及び保育所の整備についてでございます。これまで認可保育所等を整備するにあたりましては、期間を区切って事業者を公募して決定しておりましたが、子ども・子育て支援事業計画で計画しております、平成28年度以降の認定こども園・認可保育所・小規模保育所の整備にあたりましては、早期に事業者を確保し、計画的に進めていくために通年で公募を実施し、提案があった段階で随時審査を行い、事業者を確保してまいりたいと考えています。

松原委員長：これについてもご質問・ご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。私は台東区の地理に詳しくないのですが、ぽけっとランドおかちまちの元浅草3-13というのと、浅草橋の5-25というのに近いのですか。

事務局：距離的に言いますと、今度新しく出来るのが南部の浅草橋5丁目がこちらです。廃止されるのが元浅草3丁目ですのでこの辺になります。(庁義室備え付けの地図を活用して説明)

事務局：800mぐらいです。

松原委員長：他にいかがですか。よろしいですか。

児童館・こどもクラブについて

松原委員長：、児童館・こどもクラブについてということで、資料3を児童保育課長よりご報告をお願いいたします。

事務局：児童館・こどもクラブについてご報告させていただきます。児童館関係が2点、こどもクラブ関係が4点ございます。資料3をごらんください。まず1、児童館についてでございます。

項番1、谷中児童館の開設についてでございます。現在改築が進められております谷中防災コミュニティセンター内に、資料の表で示した通り、区内8館目の児童館として谷中児童館を開設いたします。資料3枚目にA3の図面が付いておりますのでこちらをごらんください。こちらが谷中防災コミュニティセンターの平面図となります。中段の2階平面図、その向かって右側が新設する谷中児童館部分となります。谷中こどもクラブを併設した形のものでございます。

資料の1ページ目にお戻りください。次に項番2、東京都台東区立児童館の指定管理者についてでございます。区立児童館7館につきましては、台東区社会福祉事業団を指定管理者として運営しておりますが、今年度末を持って指定期間が満了いたしますので、次期指定管理者を選定してまいりました。本年4月から5年間の指定管理者につきましては、新設する谷中児童館を含めまして、8館を一括して引き続き台東区社会福祉事業団を指定管理者に指定したものでございます。選定手続きの詳細につきましては、資料4枚目以降に別添資料としてお付けしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

資料の2ページをごらんください。次に、こどもクラブについてでございます。申し訳ございませんが、資料の訂正がございます。こちらの項番1の(2) 区の対応のところですが、上から5行目。平成27年度からの後に以下の通りでございますが、こちらの削除をお願いいたします。

まず項番1、児童福祉法改正に伴うこどもクラブへの対応について。(1)でございますが、児童福祉法の改正によりまして、放課後児童健全育成事業。本区で言いますとこどもクラブとなりますが、対象児童が10歳未満から小学生に拡大されることになっております。これを受けまして(2) 本区の対応でございますが、法改正に合わせましてこどもクラブの対象児童を6年生までに改めますが、入会審査において低学年児童、及び集団保育が可能な6年生までの障害児を優先することといたします。なお、高学年の児童につきましては、児童館を活用した居場所づくりについて現在検討を進めているところでございます。

次に項番2、谷中こどもクラブの機能拡充でございます。先ほど、谷中児童館の報告でも触れた通り、現在仮移転中の谷中こどもクラブにつきましては、谷中防災コミュニティセンターに開設する谷中児童館に併設をいたします。これによりまして、従前より規模を拡大し、障害児対応のクラブとして機能拡充を図ってまいります。

次に項番3、浅草こどもクラブの移転についてでございます。現在花川戸2丁目でございます浅草こどもクラブにつきましては、施設が老朽化していることから、4月から浅草小学校内に移転することといたします。クラブの概要につきましては、次の3ページにお示した表の通りでございます。

次に項番4、(仮称)今戸こどもクラブの開設についてでございます。富士小学校の学齢期におけるこどもクラブにつきましては、同小学校内に富士こどもクラブがございますが、同小学校区につきましては今後も需要が増加することが予測されておりますので、本年4月から同小学校の学区域内でございます今戸児童館内に新たにクラブを開設するものでございます。概要については資料の表の通りでございます。

松原委員長：児童館・こどもクラブについてのご報告でしたが、ご質問はいかがでしょうか。

澤田委員：児童福祉法の改正があって、6年生までのハンディキャップのある子たちも入れるということになったと書いてあるのですが、今まで台東区ではこどもクラブの中の施設で、トイレであるとか、そういうものの施設があるかないかで、受け入れるか受け入れないかというのを確か前はそのような感じで決めていたように思います。その枠がなくなるということでしょうか。

事務局：対象児童は確かに6年生まで拡大されるのですが、4年生まではこれまで通り障害児であってもどのクラブでも受け入れる形を取ってまいります。枠はございますが、4年生までは通常通り受け入れます。5～6年生の高学年の障害児については、引き続き現在と同じように対応のクラブで対応いたしますので変更はございません。

澤田委員：新しく開設するクラブと移転するクラブがそのようなクラブになるように、ぜひ設備を付けていただきたいと思います。

東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者候補者の選定結果について

松原委員長：4番目の報告。東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者候補者の選定結果について、これは子育て支援課長からお願いいたします。

事務局：それでは資料4に基づき、東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者候補者の選定結果についてご説明させていただきます。

資料1ページの項番1、対象施設は記載の通りでございます。そして項番2の指定管理者候補者でございますが、現在の指定管理者である社会福祉法人愛隣団でございます。それから指定期間ですが、項番3、27年4月1日からの5年間でございます。

2ページ、項番5の選定続きをごらんください。(1)の選定方法でございますが、こちらは継続の場合の特例というのがあり、それを適用し公募によらず再選定をいたしました。再選定にあたりましては、審査会にて審査をしたわけですが、項番6をごらんください。選定委員会の構成ですが、表の通りでして、松原委員長が審査会委員長を務めてくださり、この審査会で審査をさせていただきました。

4ページをごらんください。(3)再選定審査会における主なご意見としまして、第三者委員が施設を訪問して入居者の意見を取り組みですとか、母親に対する手厚い支援、そして退所後の母子への適切なアフターフォローが評価出来るといった入退所者への処遇が高く評価されたところでございます。そしてまたそれは区が継続の特例を適用した理由とも合致しているところでして、こちらの審査会で合格基準点以上の得点をいただきましたので、指定管理候補者として区の方でも決定したものでございます。

松原委員長：ご質問はいかがでしょうか。

稲沢委員：母子生活支援施設さくら荘というのは、母子家庭の入所者の保護というのは、例えば住むところがない時にここに居住するというのもあるのですか。

事務局：そうですね。経済的にお困りでお住まいがないような方で、こういったところの支援が必要だと審査をしまして、そういったことが認定されますと、最長2年間ということが入っていただけます。

稲沢委員：何世帯いるのですか。

事務局：10世帯ございます。

稲沢委員：DVなんかで行くところがない方を保護する制度はとても大事なことです。

松原委員長：委員長を務めたところで言いますと、もう少し区がいろいろ活用してもいいかなと思います。

事務局：空きがあるところもございます。

松原委員長：これはさくら荘側の責任ではありませんので。ただ、DVのことを考えるとあまり宣伝が出来ませんので難しいところです。あとは下町らしいところで、空き部屋を見せていただいたのですが、非常に綺麗で、パッと開けると隣の家という台東区らしいところだなと思いました。

稲沢委員：もともと愛隣団の幼稚園のところに建てられたんですよ。私、あそこでよく遊んだんですが。角地のところに敷地があって、それがみんな建て替えましたよね。あそこに3階建てが。保育園ですか。あそこに建てられたんでしょうか。

事務局：橋場の方になります。

子ども・子育て支援新制度に向けた基準の作成について

松原委員長：5番目。子ども・子育て支援新制度に向けた基準の作成について、教育委員会の委員長事務局副参事からご説明・ご報告をお願いいたします。

事務局：資料5、子ども・子育て支援新制度に向けた基準の作成についてをごらんください。こちらの基準につきましては、本協議会において7月に内容をご説明し、ご意見をお伺いしました。また8月にはパブリックコメントの結果と策定までのスケジュールをお示ししてまいりました。この度区議会等を経て基準を定めましたので、その内容をご報告いたします。

項番1、基準の内容についてでございます。(1)家庭的保育事業等の設備、及び運営に関する基準でございます。この基準は新たに創設される家庭的保育事業等について、区が認可するための最低基準でございます。当初の案の通り決定し、条例を公布いたしました。(2)特定教育・保

育施設、及び特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。この基準は、区が給付による財政支援の対象として適切であるかどうかを審査し、確認を行うための基準でございます。こちら当初の案の通り決定し、条例を公布いたしました。(3)放課後児童健全育成事業の設備、及び運営に関する基準でございます。この基準は、放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から、その最低基準を定めるものでございます。こちら当初の案の通り決定し、条例を公布いたしました。(4)保育の必要性の認定に関する基準でございます。この基準は、国規則で定める全国統一の基準でございますが、就労の事由に係るひと月の就労時間の下限については、48時間から68時間の間で区が定めるものでございます。当初52時間の案をお示しましたが、48時間が望ましいとのご意見を多数いただいたものでございます。そこで現行の保育所入所基準である1日4時間、週3日以上勤務の要件を維持出来、かつ他区の状況も勘案して、ひと月の勤務日数の数え方を現行の13日から12日に変更し、48時間として決定をいたしました。こちらは区規則で公布をいたしております。(1)から(4)までの条例・規則の施行日は、それぞれ関係する法律の施行日と同じ、本年4月1日でございます。現在制定しました各基準に基づき、事務手続きを進めてございます。

松原委員長：ここでも議論をしてきたことが含まれていますが、ご質問・ご意見を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

保育所入所基準の改定について

松原委員長：それでは報告事項の6、保育所入所基準の改定について、児童保育課長からお願いいたします。

事務局：それでは保育所入所基準の改定についてご報告させていただきます。資料6をごらんください。保育所の入所審査にあたりましては、入所基準に基づき、保護者や家庭の状況を指数化して、これを元に総合的に審査を行っております。本件は新制度による児童福祉法の改正等に伴い、この基準を改定したものでございます。まず項番1、保育所入所基準の現状と課題でございますが、ただいま申し上げた通り、児童福祉法の改正に伴う対応。それからフルタイム勤務者の増加などによりまして、この基準に基づく指数が同点となるケースが非常に増えているという点から、基準の公平性・透明性の更なる向上を図る必要があるというところがございます。

次に項番2、改定の内容でございます。3点ございます。1点目は現行の基準でも一部対応しておりますが、法改正及び新制度に対応したごとに項目の整理・追加等を行っております。2点目は、現行指数の項目の追加・細分化でございます。まず として、就労保護者の状況を示す基本指数のうち、就労事由について指数の細分化と、居宅内労働のうち自営の中心者と居宅外労働の指数差を改善いたしました。次に、家族の状況を示す調整指数のうち、一部指数化している児童の保育状況を項目に追加して明確化しております。3点目は、現行同点の場合の判断項目を明示しまして、審査の透明性向上を図っております。

以上の内容を踏まえた表が、大変細かくて恐縮ですが、資料の2枚目、3枚目にお示しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。なお、本基準につきまして、現在来年4月

からの入所の審査を行っておりますが、その審査の基準とさせていただいております。

松原委員長：ご質問はいかがでしょうか。

稲沢委員：待機児童が何百人かいて、そしてこの待機児童がだんだん将来減るような傾向を目指しているのかとお聞きした記憶があります。基準でなるべく公平性は保つのですが、本来理想となるのは、希望する方が全部入れればいいわけですね。でも、これは当然財政的なバックアップがないと、これ将来的にはどうなるのでしょうか。例えば、最近台東区の人口が増えつつあります。すると、一生懸命施設を増やしても、また若い世帯が入ってくると追い付かないという傾向もあると思うのですが。結果的にこの数字が減っているのでしょうか。増えているのでしょうか。

事務局：平成26年4月1日の待機児童数は126名。前の年が46名でしたので、80名増加している状況です。まだ来年の4月分には数字は出ておりません。ただ、新規の申請者数、保育所に入りたいと申請をされた方の数については、昨年同時期に比べると約200名増加している状況でございます。ですので、もちろん今回こちらでお諮りしている子ども・子育ての計画に基づいて、待機児童の解消を目指していくという基本姿勢はもちろんそれを維持して進めていきたいと思っております。ただ、現状そういう申請とかが増えている状況は正直でございます。

稲沢委員：それは収容のキャパシティが減ったわけではなくて、どんどんそういう需要が増えている影響なのでしょうか。

事務局：正直人口が増えている状況はもちろん大きな要因としてございます。

稲沢委員：中には申し込んだけどとても無理だからあきらめてしまった数字があるのかもしれませんがよね。300、400人くらい実際はあるけれども、どうせ申し込んでも無理だという数字がマイナスになっていて、実際の数字よりも低めに出ている可能性もありますよね。

森部委員：それはカウントのしかたの問題かと思えます。もうあきらめている人は入っているのでしょうか。

事務局：申請された方については、その後に結果的に入れなければ待機児童としてカウントされますが、申請がなされない、事前にあきらめてしまったところは、正直現状把握は出来ていません。

森部委員：これは他の自治体はみんなそれぞれいろいろなカウントのしかたでやっているかと思えます。現実にはそういう感じなのでしょうか。台東区と同じような捉え方でしょうか。

事務局：待機児童数のカウントのしかたについては、厚生労働省で基準を定めています。ただ、その基準に基づいて若干解釈に差が正直ございます。ただ、基本的には厚労省の基準に基づいて

数字を出しております。

松原委員長：この基準そのものは、台東区のホームページ上で公開されているのですか。

事務局：公開しております。

松原委員長：何クリックぐらいするとここに来られるのですか。

事務局：3か4ぐらいかと思います。

松原委員長：本当はもっと浅いところにあった方がいいのではないのでしょうか。

事務局：あとは当然申し込みをされる方には、入所のご案内のしおりをお配りしているのですが、その中でも明示をしています。

松原委員長：さっきのあきらめてしまう人のことと言えば、クリックの場所が浅く見られれば、自分が該当するかしらないかがすぐ分かるのではないかと思います。

藤巻委員：透明性の向上とありますが、これは区の方が決めていらっしゃるのでしょうか。

事務局：審査会は区の職員でやらせていただいています。

藤巻委員：それは点数ポイントで決めていくのですか。

事務局：はい。原則としてポイントの高い方が保育の必要度が高いであろうということで指数を設定させていただいておりますので、基本的には高い方です。あとは同点の場合には、先ほど最後のページにお示した項目を勘案しながら総合的に決めていきます。

藤巻委員：それは発表されないのでしょうか。

事務局：オープンにはしておりません。

松原委員長：大学では最近、入試した人に、あなたは何点で落ちましたというのをお送りしています。特別区の職員試験も最近はそうですね。落ちた人には点数を教えています。受かった人間の方は何番目に受かったかは分かりませんが。

平成27年度以降の保育料について

松原委員長：報告事項の最後。平成27年度以降の保育料について、教育委員会の事務局副参事

からお願いします。

事務局：報告の最後になります。平成27年度以降の保育料についてご報告します。資料は7でございます。保育所や認定こども園などの教育・保育施設と、小規模保育事業等の地域型保育事業に係る保育料につきましては、本協議会の8月22日に、子ども・子育て支援新制度に対応した改正と設定を行うことについてご説明をさせていただきました。教育委員会では、新年度の園児募集に間に合うように、第3回区議会定例会に保育料案を報告し、第4回定例会で関係する条例の改正を行いましたので、その内容についてご報告します。

項番1、保育所・認定こども園長時間地域型保育事業の保育料についてでございます。(1)改正内容でございます。1点目の階層区分につきましては、最高階層に該当する保護者が多いことから、最高階層を細分化し30階層といたしました。2点目の所得の違いがあるにもかかわらず保育料が同額となっていた世帯・階層につきましては、その違いに応じて階層区分ごとに料金を設定いたしました。3点目の設定方法については、現在の保育に係るケースが、前回改定を行った平成9年時のケースと比べ1.3倍となっております。これを最高階層の改定率として、低所得階層に向かって改定率を緩和する方法で保育料を改定いたしました。4点目の多子世帯への減免については、より保育料負担の軽減を図るため、所得に関わりなく小学校就学前の子どものうち、第2子を半額に。第3子以降については免除し無料といたします。5点目の所得判定につきましては、保護者から提出していただく所得税額の書類に代わって、区が保有しております住民税額の情報に基づいて行うことにいたします。

(2)保育短時間認定者の保育料、及び開所時間内の延長保育料の設定の考え方についてでございます。新制度では、区が保育の必要性を認定する際に、保育時間の長さに応じて保育必要量を認定いたします。このうち、保育時間が8時間以下となる保育短時間認定者に対する保育料を新たに設定いたしました。設定の考え方といたしましては、図の通り国が定める子ども1人当たりの運営経費である公定価格での比がおおむね10対9となっていることから、これを保育料に当てはめ、短時間保育料を標準時間保育料の90%といたしました。また、区立保育園等につきましては、勤務形態により保育短時間の利用時間を超えて行う保育の料金として、開所時間内の延長保育料を定めます。こちらは、短時間保育料と標準時間保育料との差、10%の2分の1とし、標準時間保育料の5%といたしました。

(3)地域型保育事業の保育料設定の考え方についてでございます。こちらの保育料は、保育所保育料と同額といたします。理由といたしましては、一つ目は、区が行う利用調整の結果で入園施設が決まりますので、これによって保育料が変わることは望ましくないこと。二点目はいずれの事業も保育所保育指針に準じる保育を実施することから、施設の規模などの違いにより差を設けることが難しいためでございます。

裏面にまいります。次に項番2、区立幼稚園・認定こども園短期時間の保育料についてでございます。改定内容といたしましては、新制度への対応として応能負担となるよう保育所保育料と同じ30階層の区分を設けました。また、園児1人あたりの経費の変化から算出した1.62倍の保育料額、月額8,100円を、保育所の保育時間や給食費等と比較・調整いたしまして、21階層に設定いたしました。この階層の上下に傾斜した保育料額を設定しております。入園料については廃止をいたします。

項番3、保育料改定の段階的な実施でございます。これまでご説明いたしました保育料改定を行うと、1カ月あたり最大で区立幼稚園の保育料が3,600円に。保育所保育料が1万7,200円引き上げられることから、負担増を軽減するため段階的に改定をするものでございます。内容といたしましては、27年度の保育料について、引き上げ幅を2分の1に抑えて実施するものでございます。各年度の保育料につきましては、保育所と保育料につきましてを付けてございますが、別紙1及び2に、区立幼稚園等の保育料につきましてを別紙3でお示しましたので、後ほどご確認ください。

項番4、周知についてでございます。保護者等を対象とした説明会を表の通り実施した他、保育料の改定についてのチラシを在園児すべてに配布し、区ホームページなどに保育料表を掲載するなどの周知を行っております。なお、資料にはございませんが、新制度に移行する私立幼稚園につきましては、その保育料を区が定めることとなっております。現在その金額の検討を行っております。第1回定例会で報告した後、本協議会に改めてご報告をさせていただきます。

松原委員長：ご質問はいかがでしょうか。

稲沢委員：2枚目、3枚目の保育料の時間のお金があって、左側に区民税、76万6,500円。これ収入が多いのは当然累進制で払う負担も当然だとは思いますが、27年、28年で行くと、高いと3歳未満で7万4,000円ですか。これ民間だとどのくらいなのでしょう。比較の数字はありますか。

事務局：まず認可保育所についてはすべて同じ金額でございます。私立の認可保育園というところでは違いはございません。また、認可外の保育園等の料金ですが、こちらで把握しているところで申し上げますと、認証保育所で高額のところがございます。ほぼこの7万円台の中頃から後半に掛けての料金設定をしているところもあると聞いております。また、区の方で利用調整などということではないのですが、9万円に近い経費をお支払いになるところも聞いております。ただ、これは保育料の他にいろいろ掛かる経費を合算して、最終的にお支払いをいただいている金額もあるかと思しますので、単純な比較は出来ないと考えております。

稲沢委員：特に女性の力は大事ですから、どうしても小さなお子さんがいらしゃると、保育園に預けて仕事をせざるを得なくなると思うのですが。頑張っただけ例えば月に20万あった時に、7万、8万が保育料に取られるとすごく大変だなと。素人目にはなるべく安くして差し上げて、主婦の力をより社会に貢献出来るような制度が出来ないものなのでしょうか。もちろんそれをやれば当然税金の投入となって、では税金を上げたらということになるわけですが。認定にしては意外に高いなと個人的には印象を持ちました。

森部委員：先ほど私立幼稚園の保育料については、新制度に移ったところの保育料を変えるという話でしたか。

事務局：さようでございます。あくまで区が定める私立幼稚園の保育料につきましては、新しく

子ども・子育て新制度で給付を受ける私立幼稚園だけになっております。

稲沢委員：76万というのは年収いくらですか。

事務局：これはあくまでも概算ではございますが、ご夫婦の世帯収入が約2,000万近い方でございます。月額7万円は高いと思いますが、お支払いが出来るものと考えております。

稲沢委員：そんなにあるならちょっと払ってもらってもいいかもしれませんね。

松原委員長：お子さんが小さい方は年齢も若いですから。

稲沢委員：その中で2,000万行く人はいないでしょうね。

(2) 審議事項

(仮称)台東区次世代育成支援計画(案)について

松原委員長：それでは審議事項に入ります。まず1番目。(仮称)台東区次世代育成支援計画(案)についてということで、これは子育て支援課長からご説明をお願いいたします。

事務局：それでは私から、(仮称)台東区次世代育成支援計画(案)についてご説明申し上げます。資料は先ほど差し替えをお願いした資料8を使ってご説明します。

本案につきましては、こちらの協議会で前年8月に計画の中間のまとめ案をお示した際にいただいたご意見ですとか庁内での検討、それから中間のまとめ案に対するパブリックコメントのご意見等を踏まえて取りまとめた結果を、最終計画案として本日お示しするものでございます。

項番1、中間まとめ報告以降の検討経過ですが、これまで庁内検討会を2回開催してまいりまして、その中で検討を重ねてきました。

項番2、パブリックコメントの実施結果でございます。計画の中間のまとめに対しまして、記載の通り昨年10月から11月に掛けてご意見を募集いたしました。その結果、(2)の通り21人、101件のご意見が寄せられました。計画の基本目標別の意見数の内訳を見てまいりますと、(3)に記載の通りでございますが、ご意見が多かったのは基本目標2で、教育・保育の質と量を充実するということでございます。こちらがやはり待機児の解消に関するご意見が多く16件。それから、保育の質に関する意見が13件と多いところございました。いただいたご意見につきましては、別紙1、(仮称)台東区次世代育成支援計画中間のまとめに対する意見と区の考え方、そちらにまとめてございます。

いくつか簡単にご紹介しますが、今申し上げたご意見の多かった基本目標については、こちらの別紙1の3ページから13ページに記載がございます。3ページをごらんください。こちらは教育・保育施設の整備についてのところでございます。例えば一番上のご意見にですが、このご意見は教育・保育施設の整備については重要な問題なのに、具体的に何が大切だと考えられてい

るかが見えないというご意見でございました。それに対しまして区の考え方は表の右にまとめてございます。こちらニーズ調査によって利用ニーズを把握の上、確保方を定めたことですか、計画年度別の施設整備予定も記載しているという考え方をまとめまして、計画のどこにそれが載っているのか、ページを示して整理させていただいたところでございます。

次に8ページをお開きください。こちらは次に多かった教育・保育の質に関するご意見をまとめているところでございます。例えば表の上から4番目をごらんください。こちらでは第三者評価を受けて見えてきた保育園ごとの課題などを区が把握して、それを元にした質の議論は進んでいるのかというご意見でございます。こちらに対しては、評価結果は区も把握していること。そしてまた各保育園の改善策をまとめるわけですが、その改善策については、実施をしていない保育園についてもフィードバックをしておりますということを回答としてまとめてございます。

その他多数ございましたので、詳細につきましてはこちらの資料で後ほどごらんください。なお、ご意見を受けまして計画に変更を加えました点は、この先にご説明をしていきたいと存じます。

それではお手元の資料8にお戻りください。項番3、前回の協議会からの変更点をごらんください。前回、中間のまとめ案をご報告した後、どういうところを変えたのかについてでございます。まず(1)評価指標を設定いたしました。こちらの計画は、法定の子ども・子育て支援事業計画を包含しております。この法定計画の事業につきましては、5年間の事業量をまとめて確保策を数量化しているのですが、そこで達成状況の把握が出来ますが、それ以外の事業はなかなか数値目標の設定が難しく、個々の事業ごとという進捗を把握するのが難しいものですから、次世代の計画として進捗管理については指標で行うことにいたしました。

指標については冊子をごらんください。まず13ページ。計画の全体の指標といたしまして、13ページにお話をしております二つ設定をさせていただきました。こちらはどちらもニーズ調査の結果から引用しているものでございます。台東区は子育てがしやすいと感じる人の割合。そしてもう一つが、子育てに関して不安や負担を感じる人の割合というものでございます。これで全体は管理をしていこうと思っております。ただ、これだけでは計画の把握というのはなかなか難しいだろうということで、基本目標別にも指標を設定させていただきました。それが15ページ以降でございます。15ページは基本目標1の指標でして、二つの指標を設定させていただきました。それから基本目標2ですが、こちらは16ページになります。こちらではお示しの通り、三つの指標を設定させていただきました。主として待機児のこと、それから保育の質でございましたので、第三者評価ということを設定させていただいてございます。それから基本目標の3、17ページになります。こちらでは二つの指標を設定させていただきました。教育に関する内容が多いところでして、こんな形で指標を設定させていただきました。それから18ページでございます。基本目標4ですが、こちらについてはお示しの二つの指標を設定させていただきました。それから基本目標の5、19ページをごらんください。ここでは三つの指標を設定させていただきました。計画そのものとしては、こちら今お示しした指標で進捗を管理していきたいと思っております、それがこれまでの計画にはなかった新しい点でございます。

それでは続いて変更点として、施策の展開に関してでございます。資料8ページの2ページをごらんください。冊子は23ページです。まず基本目標の4。子育て支援環境の充実を図るの(4)と(5)でございます。(4)地域における子育て支援の充実。(5)子育てに関する情報提供と

人のつながりの強化としてございます。こちらでは、家庭で子育てをしている保護者とその子どもへの支援を明確にするために、子ども家庭支援センターで実施をしている事業を中心に、相談や交流の取り組みを(4)の地域における子育て支援の充実という一つの施策の展開として取りまとめをして、お示しをしたものでございます。中間のまとめでは(5)だけでお示しをしていたのですが、ここを分割した形で(4)を作りました。こちらにつきましては、本協議会のご意見を受けまして変更したところでございます。

その次の変更ですが、基本目標の5の(2) 児童虐待の防止でございます。こちら、施策の展開の名称を、中間のまとめでは未然防止という書き方をしておりましたが、防止に変更いたしました。この施策では児童虐待の予防のみならず、早期発見・早期対応も含むために防止と変えさせていただきました。こちら本協議会のご意見に基づいて変更したものでございます。次が基本目標5の(4) 子育て世帯の生活を支える住環境の整備でございます。こちらは中間のまとめの際には、子育て環境のバリアフリー化ということで、子育て家庭の外出時など、円滑に移動出来るようにということを中心に、ハード・ソフト共にバリアフリーを進める施策としてまとめていたところですが、子育て世帯への居住支援に関する事業もこちらの施策に位置付けたことによりまして、まとめ方を変えさせていただいた結果、このような変更を加えさせていただきました。それがちょうど先ほど差し替えをお願いした90ページとなります。詳しくは後ほどお読みいただければと思います。

続いて資料8の項番(3)ですが、次の変更点は、今回計画事業の記載をしたということでございます。冊子では24ページから31ページになります。こちらに体系別の事業一覧の表を記載させていただきました。総事業数は215でございます。そのうち重点事業を100。さらにその中で新規事業は11でございます。これも詳細については後ほどごらんください。

次に計画の中の文言の追加・修正でございます。(4)をごらんください。区の取り組みですとか、パブリックコメントでのご意見を反映しまして、追加・修正をした主なものでございます。該当箇所に下線を引いておりますので、順に説明をいたします。まず1か所目ですが、冊子の3ページをごらんください。計画策定の趣旨の中で、上から11行目。こちらは中間のまとめでは、時代の社会を担う子どもたちがすこやかに育つという記載でございましたが、パブリックコメントを受けまして、すべてのという言葉を追加しました。続いて冊子の32ページをごらんください。基本目標1の(1) 取り組みの方向性。後ろの下線部分ですが、パブリックコメントを受けて追加した部分でございます。それから冊子の39ページをごらんください。こちらが基本目標2の(1) 教育・保育施設音整備の取り組みの方向性の3行目以下の下線部でございます。こちらは認証保育所等が新制度に対応して認可保育所に移行することへの支援をすること。それから、昨年12月施行の大規模マンション等建設の際に、保育所等の整備に向けて区と協議をすることを義務付ける条例が12月に施行されましたので、それに基づきまして保育所整備に区として力を入れていく旨を追記しております。資料では3ページになります。冊子は43ページをごらんください。基本目標2の(3) 教育・保育サービスの質の向上の取り組みの方向性の2行目、3行目の下線部でございます。こちらにつきましては、新制度対応ということでございますが、区内民間保育所等の人材確保に区が取り組むということを追記しました。続いて冊子の50ページをごらんください。基本目標3の(2) 学ぶ環境の整備の取り組みの方向性の2段落目の下線部ですが、こちら東京オリンピック・パラリンピックを見据え、国際感覚を身に付けた児童・生徒

の育成に努めるということを追記しました。次に64ページをごらんください。基本目標4の(1)ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と取り組みの方向性で、一番下の段落の下線部ですが、本年1月に施行されました男女平等推進基本条例に基づいて、さまざまな取り組みを進めていくということを追記をさせていただきました。次に7か所目。冊子の67ページをごらんください。基本目標4の経済的負担の軽減の取り組みの方向性、一番下の段落の下線部でございます。こちらにつきましては、ここでの施策展開が費用負担の軽減であることを分かりやすくするために、経済的理由で就学が困難な家庭に対する支援としてと記載していた部分を、教育費負担を軽減するためと修正をいたしました。また、その次の下線部ですが、子ども・子育て新制度対応としまして、幼稚園等の保護者の教材費等の実費負担に係る補助を検討していく旨を追記しました。次に8か所目。82ページをごらんください。基本目標5、子どもの権利擁護の現状と課題でございます。こちらはパブリックコメントを受けまして、虐待されている子どもの権利に関する記述をより詳しく記載したものでございます。次が9番目ですが、86ページをごらんください。基本目標5の交通安全・防犯・災害対策の強化の取り組みの方向性の1行目、2行目の下線部でございます。こちらには自転車の安全利用に関する取り組みを推進していくということを追記しました。

次に冊子の項番5ですが、資料編ということで追加をさせていただきました。123ページ以降が資料編となっております。計画の策定経過ですとか委員名簿、参考データ等を加えております。こちらも後ほどごらんください。

あとはスケジュールですが、本日ご議論をいただけましたら、2月9日の区議会の子育て支援特別委員会に報告の後、3月下旬に計画書を発表する予定でございます。発表の際には広報等で周知を行いますが、委員の皆様にもお送りしたいと思っております。また、子ども・子育て新制度の周知と合わせました計画内容の周知を図ってまいる予定でございます。

こちらの計画なのですが、前回の協議会でもお諮りしましたが、基本計画は仮称を取りまして、台東区次世代育成支援計画を正式名称としたいと考えております。前回、愛称をとというご提案をいただいておりますが、基本理念を強調するなどして親しみやすくする工夫をしてそれに代えさせていただければと思っております。

松原委員長：一度目を通して、意見を出しまして、それにパブリックコメントがあり、それに対応した部分もあると。それから新たに庁内会議で足された部分もあると。三つの方向からの修正が今日手元にある冊子となっております。ご質問・ご意見をいただきたいと思っております。

稲沢委員：1点追加でお願いしたいのは、最後の自転車の事故で安全教育とあるのですが、これは大事ですが、安全教育しても事故は必ず起きます。ですから、私実は昨日保険に入ったんですね。自転車に乗って相手を傷つけると最高で9,000万という事例があってですね。自転車屋さんでも保険に入れるのですが、保険になるべく入ってくださいと。そうしないと個人ではとても賠償が出来ませんというキャンペーンも追加した方がいいと思っております。私が入ったのは1億円までです。これは自転車だけではなくて、私が階段で転んで、誰かにぶつかってその方が骨折するとそこにも出るという保険です。それは月500円ですが、三千くらいというのは300万くらいなんですね。ですから、自転車に乗る方は必ず保険に入りましょうというキャンペーンも追加し

の方がより良いと思います。

事務局：まさにおっしゃったような取り組みも含めて、この先、区としてもやっていこうという考え方でございます。

善平委員：これからこども園とかいろいろ予定されていますが、こういった施設の中で嘱託医が必要になる施設はどのくらいあるのでしょうか。

事務局：認可保育所については、嘱託医は必須でございますので、すべての認可保育所・小規模保育所には嘱託医の先生をお願いする形になります。

善平委員：足すとどれくらいになりますか。

事務局：今後の計画では、認可保育所が3か所、小規模保育所が3か所ですので、6か所となります。

善平委員：台東区で今後6人必要になるということですね。分かりました。

事務局：こども園に関しては、種別が幼稚園型とか保育所型とかありますが、その元になるものによって、同様に嘱託医をお願いすることになりますので、数としては園の数になります。

善平委員：足して8ですね。ありがとうございます。

松原委員長：嘱託医は兼務出来ますか。

善平委員：兼務していますが、足りないくらいです。0歳児がいるところは、やっぱり小児科専門医でないと対応が難しいということで、小児科医が少ないものですから、どうやって頼むかということはいつも医師会で問題になります。結局、1人の小児科医の先生があちこちやっていく感じですね。多分オーバーワークにそのうちなると思います。

森部委員：基本的にこういういろいろな施設を作って、教育・保育の量がいっぱい出ているということは当然かと思えます。これだけ施設をどんどん作っていくということですが、保育士の人材確保が大変だと書かれているとは思いますが、本当にこれは回っていくのでしょうか。保育士がそれだけ確保出来るのか。非常に難しいと思います。私は幼稚園ですが、幼稚園の教員は相当必死にならないと全然集まりません。そういう中で保育士が本当に確保出来るのか。最終的に何が言いたいかというと、同じサービスが受けられるのかということですね。どこの施設であっても、小規模だろうが大規模だろうが、やはり小規模になったらサービスが悪くなるというものでは意味がありません。それこそ質・量のことを必ず問われると思います。台東区の現状はどうかなのでしょうか。

事務局：ご指摘の通り、保育士の確保というのは非常に大きな課題になっていることは十分に認識しております。非常に厳しい状況にあることは重々認識しております。東京都等でも保育士の確保等に向けたさまざまな補助制度を展開しております。区としてもそういった制度をしっかりと活用しながら確保をしていきたいと考えております。国の方でも保育士の試験を年2回にするとか、そういった動きもございます。そういったことも十分踏まえながら、区としてもしっかりと対応していかなければいけない認識でございます。

森部委員：人材を登録するといったことも考えられているのですか。

事務局：実は保育士の登録・活用制度というのを今検討しております。まだ具体的にお話ができるレベルまでは行っていませんが、そういったことも潜在的にいらっしゃる、現場から離れている保育士の資格をお持ちの方の掘り起こしですとか、そういったことも含めて総合的に対応していく必要があると考えています。

森部委員：もう一点、意見なのですが、先ほども説明の中にありましたが、大きな施設、マンションとかでは小規模な施設を作るとか、そういう条例が出来たから話し合いをしていきたいとおっしゃいましたが、蔵前の方に今大きなマンションが建っておりますが、そういうのは全部協議をされている、あるいは協議を今後していかれるのでしょうか。

事務局：こちらの条例につきましては、一定規模以上のオフィスビルやマンションが協議の義務付けになっております。それはもう義務付けですので、協議は取りあえず一定規模以上のものにはあるということでございます。

森部委員：あとは先ほどから女性の働きが大事だということで、私、今までいろいろな意見を保育所について言ってきたんですが、子どもが生まれた時に、保護者の方が離職しなくてもある形で勤められるとか、時間を短くして勤めるとかいろいろな方法があるだろうと思います。また、子育てをしたい時には本当に子育てをして、そして戻れる時に職に戻れるとか、職に就けるとか、そういうことを具体的に考えていかないと、口でいくら言ってもどんどん離職する人はいますし、なかなか戻れないから本当は1歳から保育所に入れたいんだけど、0歳から入れるということが増えていくように思います。その辺のところをしっかりと、こういうことを進められる時にはお願いしたいと思います。

松原委員長：ありがとうございます。この冊子の中には、一方で育児休業の取得も書いてあります。ワーク・ライフ・バランスのことも書いてあります。あとはそれに沿ってどれだけ実行出来るかだと思います。他にいかがでしょうか。

生駒委員：39ページあたりに保育の質とかって書いてありますね。ここで今仕事をしていない保育士の方を掘り起こしてということだったのですが、そういう現場から離れて何年もたってい

る方を見つけて働いていただくとなった場合の再教育と言うか、その方がきちんとそれだけの質・レベルを今も持っているかとか、そういうことの基準と言うか、区の方できちんとしたものがあられるのでしょうか。例えば再教育をというような、そういったものがあるのでしょうか。

事務局：先ほど申し上げたのは一例でして、こんなことが考えられるのではないかとこのところでございます。ですので、今後それをもし具体化していくのであれば、今、委員からご指摘があった質の部分。実際にやはり現場から離れているわけですから、その辺の研修ですとか、そういった体制についても考えていかなければいけないだろうと思っております。

生駒委員：今現在働いている方も、ある程度の期間を経たら、やはりいろんな情報とか、子どもの保育についてもきつといろんなことが変化していると思いますので、そこで再チェックと言うか、そういったこともお考えいただいた方がいいのではないのでしょうか。そういったことはないのでしょうか。看護師などはございますよね。

稲沢委員：そういう制度をすると、逆に応募がなくなるんです。医者でもそうですね。あなた方のレベルはどの程度ですか？ と、患者さんからすると知りたい情報ですけど、私は腕がいいですよ、私はそうでもないですよとは言えないし。だから預ける側としてはちゃんとお願いしますという気持ちはあっても、ブランクがあったらあまり再教育ということを声高にすると、私はいいです、となるので、入り口はある程度広くせざるを得ないと思います。おっしゃることはよく分かります。再教育と言うか、そのレベルを維持してくださいということは。だけど、それはどこの社会でも、学校の先生でも、教員免許を絶えず更新するために講習を受けなさいとやると、また別の弊害が出てくる危険性があるので、ある程度資格を持った方は、とにかく人を集める時は入ってくださいなと言って、その中でチェックしていかないとですね。最初に講習を受けてくださいと言うと、大変なのではないかと思うのですが。

森部委員：教員免許は10年ごとに講習がありますが、保育士はありません。

藤巻委員：保育所は実際に子育てが終わって、働けるようになったのでと雇っても、意外と今違うんです、昔の保育とは。他の園でも聞いたのですが、あまり使えないという意見がありました。

稲沢委員：でも30年前にやっていたという人と、5年前までというのではまた違うでしょうけどね。

藤巻委員：新しい人でないと、今は書類がものすごく多くて、子どもをただ遊ばせるだけではないので、意外と難しいと言っていましたね。

松原委員長：保育士の研修はいろいろサポートしているのでしょうか。

事務局：区の職員もそうですが、研修制度を設けています。あとは社会福祉協議会の研修等を通

じて質の向上を図っています。

松原委員長：他にいかがですか。ではですね、詳細を見ていくと、てにをはの修正はあるかと思いますが、今日はこれにそってご意見はいただいたのですが、修正のご提案はなかったという理解でよろしいでしょうか。細かい文言の訂正は私に一任をしていただくということでもよろしいでしょうか。

（異議なし）

松原委員長：では、先ほどご紹介いただいたスケジュールに沿って今後作業を進めてまいります。よろしく願いいたします。

児童福祉法に基づく区認可予定事業について

松原委員長：では審議事項の2番目。児童福祉法に基づく区認可予定事業について、資料9になりますが、教育委員会の副参事から説明をお願いいたします。

事務局：それでは審議事項の、児童福祉法に基づく区認可予定事業について、をご説明します。資料9でございます。この案件は、改正後の児童福祉法第34条の15、第4項の規定により、区が下記の事業を認可するにあたり、あらかじめ皆様からご意見をいただくものでございます。資料には改正後の児童福祉法に基づき、本年4月1日に区が新たに認可し運営を開始する予定の7施設についてお示ししました。上から順にご説明します。まず小規模保育事業A型の類型でございます。これはこれまで区が小規模保育所として誘致を進めてまいりました、基準以上となる保育に従事する者すべてが保育士資格を持つ規模の小さい保育所でございます。認可保育園よりも少ない19人までの定員で、2歳までのお子さまを預かる施設でございます。ベベ・ア・パリ保育園東上野は、本年4月から開設する予定の施設で、現在開設に向けた準備を進めております。ウィズブック保育園入谷、及びはぐはぐキッズ浅草橋アネックスは、昨年8月に区が誘致して開設した施設で、当初より新制度においてA型に移行する予定で運営を行っている施設でございます。はぐはぐキッズ浅草橋、及びおうち保育園新御徒町は、区が共同型家庭的保育施設として誘致し、平成26年度に開設した施設でございます。現在、複数の家庭的保育者が、温かな雰囲気の中で少人数の乳幼児を保育する施設として、各施設とも9名のお子さまを保育しております。この度、新制度の開始に合わせて、認可事業として保育士資格のある職員を新たに採用した2人、給食施設の設備や外部搬入先を確保することなどにより、A型への条件を整えた施設でございます。

ここで数値の訂正をお願いいたします。はぐはぐキッズ浅草橋の保育室の面積の数値に誤りがございました。カッコ内の基準上必要面積について、21.78㎡と記載しておりますが、正しくは29.7㎡でございます。

次に、会社の事業所の保育施設等などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育することとなる事業所内保育所の類型でございます。いずれも認可保育所よりも少ない19人までの施

設で、基本的に2歳までの子どもを預かる施設でございます。ヤクルト浅草松原保育園は、東京ヤクルトの従業員向けの事業所内保育所でございます。県では以前から地域で保育を必要とする子どもの受け入れを行っており、区条例で定める地域枠5人以上の基準に対して、5人の設定をいたします。ことぶきクローバース保育園も以前から歯科医院の従業員だけではなく、広く保育を希望する子どもを受け入れており、地域枠は14人を設定いたします。両保育園とも事業者より新制度の認可事業として運営したいとの相談を受け、これまで区と連携を取りつつ手続きを進めております。

以上、七つの施設の認可につきましては、認可保育所の認可手続きを参考にして、事務を進めております。本協議会でご意見をいただいた後、認可に向けて書類審査・現地調査などを行い、事務の手続きを進めていく予定でございます。

松原委員長：ありがとうございます。意見聴取ということですので、もし直接御存じのところがあって、あそこはいいとか悪いとかというご意見があればお伺いしたいのですが。有名どころでフローレンスなんていうところも運営主体に入っていますし。大丈夫ですか。それでは区として、視察等も含めてですね、引き続き進めていただきたいと思います。

事務局：今、私がお説明した中で、共同型家庭的保育施設の誘致について、26年度に開設した施設とご案内しましたが、申し訳ございません。平成25年度に開設した施設でございます。

子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

松原委員長：それではもう一つですね。子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について、資料10。これも副参事からお願いいたします。

事務局：それでは審議事項の3番。子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について、をご説明いたします。資料は机上配布の10をごらんください。この案件は、子ども・子育て支援法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設に該当する認可保育所の利用定員についてと、法第43条第3項に規定する地域型保育事業に該当します。小規模保育所、及び事業所内保育所の利用定員について、区が設定するのにあたり、あらかじめ皆様からご意見をいただくものでございます。この定員の設定は、区が条例の基準に基づいて行う子どものための教育・保育給付の支給を受ける施設・事業者が適切であるかを確認する際に、認可の定員の範囲内で給付の対象となる定員を表の年齢区分に従い設定しなければならないものでございます。資料には4月1日開設予定の認可保育所1か所に加え、先ほど認可予定施設としてご説明しました7施設についてお示ししてございます。

それでは分類ごとにご説明します。まず教育・保育施設でございます。こちらは先ほど資料3でご説明した、区が27年4月開設に向けて誘致を進めてきました保育所でございます。現在、東京都の認可申請を行い、開設に向けて準備を進めている施設でございます。認可定員は90名の施設です。利用定員は、その認可定員と同数となっております。

次に、地域型保育事業でございます。こちらは先ほどご審議いただいた認可予定の施設でござ

います。利用定員はいずれの施設も認可定員と同数となっております。利用定員はいずれも認可定員と同数となっておりますので、区といたしましては、この数値を決定したいと考えてございます。

松原委員長：これについてはですね、定員という数字が出てまいりました。意見聴取ということですが、よろしいですね。

それではこの協議会としてお認めすることにしたいと思います。

(3) その他

松原委員長：審議事項はこれで終了となります。皆様方からその他何かございますか。よろしいでしょうか。では事務局からあればお願いします。

事務局：次回なのですが、3月の下旬にもう一度、今年度最後の協議会を開きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松原委員長：それでは今日の第4回協議会を閉会します。どうもありがとうございました。

以上